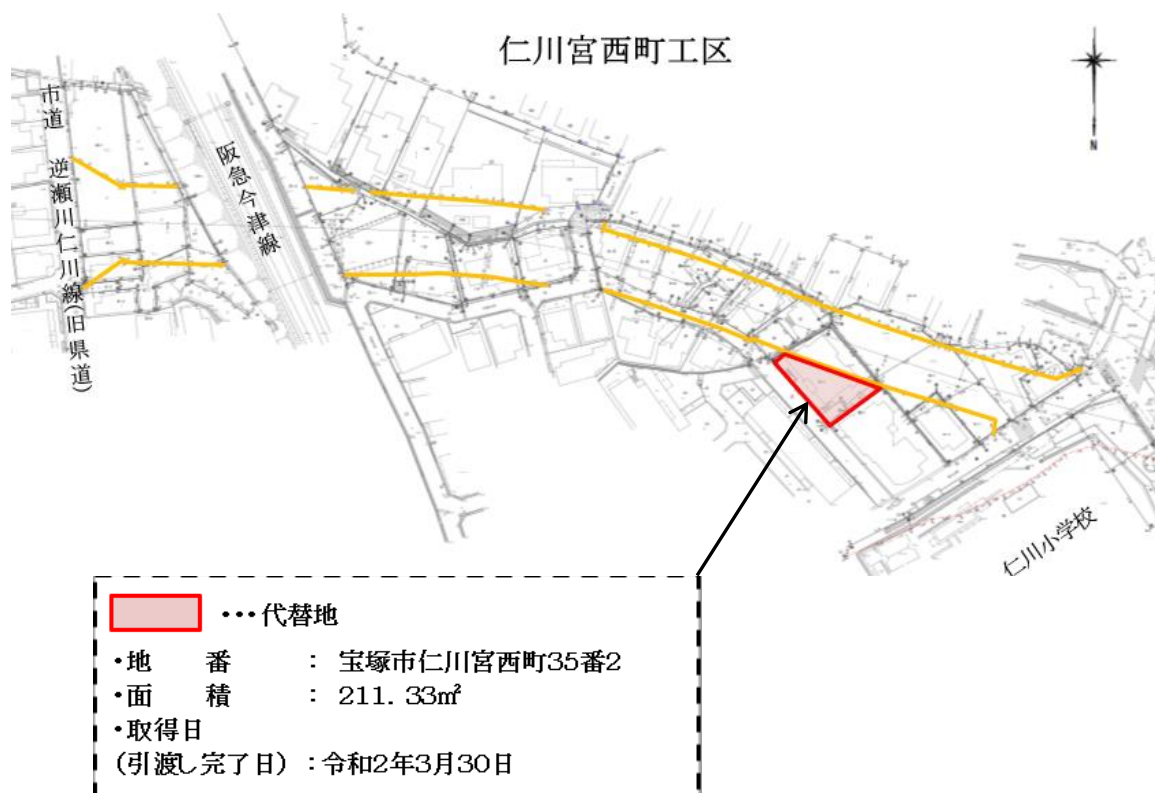


都市計画道路競馬場高丸線用地の取得のための代替用地について

都市安全部 道路建設課

1 代替用地の取得箇所及び概要



2 取得の経緯

都市計画道路競馬場高丸線事業では、事業用地の各地権者の意向を確認しながら用地取得を行っていますが、その中で事業区域に近接した場所での転居希望が複数ありました。このような状況の中、当該用地の地権者との交渉において、その残地を市へ売却する意向があったため、市として今後の事業進捗のために代替用地を確保しておく必要性があったことから、事業用地と合わせて市土地開発公社に取得を依頼したものです。

3 処分の見込み

これまで代替用地の買い取り希望はありましたが、現状では公道に接していないことなどから処分には至っていません。しかし、この都市計画道路を仁川小学校側から代替用地まで先行的に整備し、供用開始しますと新たに公道に接する土地となることから、長期保有土地とならずに処分可能であると考えています。